第二十七条の四第九項を同条第七項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第四十二条の四第十二項第八号」を「第四十二条の四第六項第七号」に、「第十四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「第十六項、第十七項及び第十七項」を「第十一項、第十三項及び第十四項」に、「同条第十二項第九号」を「同条第六項第八号」に、「第十四項において「適用年度」を「第十一項において「適用年度」に、「（第十四項）を「（第十一項）に、「試験研究費の額（当該）を「同条第一項に規定する試験研究費の額（当該）に、「試験研究費の額。」を「法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額。」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「第十八項」を「第十五項」に、「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第十二項」に、「試験研究費の額（連結事業年度）を「法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（連結事業年度）に、「試験研究費の額。」を「法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額。」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「（第十二項）を「（第九項）に、「同条第十二項第一号」を「同条第六項第一号」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第十四項」に、「、第十二項」を「、第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第十二項の」を「第九項の」に、「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「第十二項各号」を「第九項各号」に、「同条第十二項第九号」に、「第十二項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第十二項第十一号」を「第四十二条の四第六項第十号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第十二項第十一号」を「第四十二条の四第六項第十号」に、「第九項」を「第四項」に、「第二十三項」を「第二十項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「同条第十二項第十一号」を「同条第六項第十号」に、「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「第九項」を「第四項」に、「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に、「第二十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第九項」を「第四項」に、「第二十項」を「第十七項」に、「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第九項」を「第四項」に、「第二十一項」を「第十八項」に、「第三十九条の三十九第二十一項」を「第三十九条の三十九第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第一項、第十二項から第十五項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第九項から第十二項まで及び第十七項から第二十一項まで」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項及び第二十八項を削る。

第二十七条の五第一項中「次に掲げる認定発電設備で」を「太陽光を電気に変換する認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。次項において同じ。）でその出力が十キロワット以上であるもののうち」に改め、「又は風力」を削り、同項各号を削り、同条第八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第四十二条の五第一項第一号ハ」を「第四十二条の五第一項第一号ニ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十二条の五第一項第一号ロ」を「第四十二条の五第一項第一号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十二条の五第一項第一号ロに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が一万キロワット以上であるもののうち風力の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

第二十七条の五第九項中「同条第一項第一号イ」及び「同号イ」の下に「又はロ」を加え、同条第十項の表第八十条第一項の項を削り、同条第十一項中「地方法人税法」の下に「（平成二十六年法律第十一号）」を加え、同項の表第十六条第一項第一号の項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同表第二十三条第一項の項を削り、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の六第九項中「第四十二条の四第十二項第六号」を「第四十二条の四第六項第五号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項の表第八十条第一項の項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項の表第二十三条第一項の項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。

第二十七条の九第十一項を削り、同条第七項の表第八十条第一項の項を削り、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項の表第二十三条第一項の項を削り、同条第八項を同条第五項とする。

第二十七条の十一第三項を削り、同条第四項の表第八十条第一項の項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項の表第二十三条第一項の項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十七条の十二の二を削る。

第二十七条の十二第一項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項第一号及び第二号」に、「もの」及び「場合における同項の規定の適用を受けようとする法人」を「こと」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、法第四十二条の十二の二第二項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされたことについて準用する。

第二十七条の十二第四項中「第四十二条の十二第二項第二号」を「第四十二条の十二の二第五項第二号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第四十二条の十二の二第五項第五号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した特定業務施設（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）のみを当該法人の事業所とみなした場合における同条第五項第四号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）の計算の基礎となる雇用者（同項第二号に規定する雇用者をいう。次項において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第十二項中「第七項から第十項まで」を「第九項から第十二項まで及び前項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第四十二条の十二の二第三項の法人が、同条第五項第一号に規定する計画の認定（第一号において「計画の認定」という。）に係る同項第一号に規定する二年を経過する日を含む適用年度において次の各号に掲げる場合に該当するときにおける同条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該適用年度が一年に満たない場合　当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二の二第四項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定する除して計算した金額は、三十万円に当該適用年度開始の日から当該計画の認定を受けた日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度。次号において「認定事業年度等」という。）の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。